

申請書ダウンロード(記載要領)

申請書等の名称	住民票の写し等交付申請書
記入上の注意	<p>【窓口に来られた方はどなたですか？】</p> <p>■ 窓口に来られた方はどなたですか？ ■</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口に来られた方の住所、氏名、生年月日、電話番号を記入してください。 <p>■ 住民票に記載されている方との関係は？ ■</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口に来られた方と証明書の対象者との関係に✓をしてください。 ※本人・同一世帯人以外の代理人申請には委任状が必要です。 <p>■ 法人申請の場合は？ ■</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債権者等の法人請求の場合は、下部にある③法人欄に法人の事務所所在地、名称、代表者氏名を記入し、法人の印を押してください。 ※債権者等の第三者からの請求には疎明資料等が必要です。 <p>【どなたの証明が必要ですか？】</p> <p>■ どのような種類の証明書が必要ですか？ ■</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要な証明書に✓をし、世帯全員か一部かに○をして通数を記入してください。 ・住民票の必要記載内容に✓をしてください。 (通常は省略して発行されますので、受付時に申し出てください。) 世帯主との続柄、本籍の記載が必要な場合はそれぞれの口に✓をしてください。 また、公的年金の手続きに使用する住民票コードや社会保障等の行政手続きに使用する個人番号も申し出により記載できます。 ※外国籍の方は、国籍・地域、通称履歴、在留資格等を記載するかどうか選択できます。 <p>■ どなたの住民票が必要ですか？ ■</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要としている方の住所、氏名、生年月日を記入してください。 (ただし、窓口に来られた方と同じ場合は✓のみしてください。) ・世帯全員が必要な場合、世帯主名と生年月日を記入してください。 世帯一部が必要な場合、必要とする方の氏名と生年月日を記入してください。 <p>■ 何に使用しますか？ ■</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当する使用目的に✓をしてください。その他の場合は具体的な理由をご記入ください。 また、特に必要な記載内容があればご記入願います。 (住民票の記載内容は改製等で更新されていくため、特に申し出がない場合は最新のものしか発行できません。)
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・同一世帯人でなければ委任状、第三者請求の時は疎明資料が必要です。
窓口申請時の注	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票コード、個人番号を記載した証明書は、委任状があれば本人・同一世帯人以外の代理人申請も可能ですが、委任者の住民登録地に転送不要で郵送となります。 ・本人確認のために本人確認資料の提示が必要です。 官公署の発行した本人確認資料(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、国民健康保険証、介護保険証、年金手帳等)をご用意ください。

【住民票の写し等の請求にあたってのご注意】

1. 偽り、その他不正な手段によって交付を受けたときは、住民基本台帳法第47条の規定により30万円以下の罰金に処せられます。
2. 住民基本台帳法第30条の42及び第30条の43の規定により住民票コードの第三者による収集・利用は禁止されています。
3. 番号法第19条及び第20条の規定により、特定個人情報の収集・提供は制限されています。
4. 第三者による交付の申出の場合、記載された使いみち以外に使用することはできません。

本人確認資料一覧

(必ず原本をご提示ください。なお、有効期間の定めがあるものは、期間内のもの)

(1) 1点のみで申請できる本人確認資料(写真付)

個人番号カード(平成27年12月31日以前に交付された住民基本台帳カードB(写真有)を含む。)、旅券、運転免許証、海技免状、電気工事士免状、無線従事者免許証、動力車操縦者運転免許証、運航管理者技能検定合格証明書、猟銃・空気銃所持許可証、特殊電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、宅地建物取引主任者証、船員手帳、戦傷病者手帳、教習資格認定証、検定合格証、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、運転経歴証明書、在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可書、仮滞在許可書及び官公署がその職員に対して発行した身分証明書のうちいずれか1点

(2) 1点のみで申請できる本人確認資料(写真なし)

(1)に掲げる書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類、老人優待利用券、生活保護法による保護受給証明書、健康保険の被保険者証、各種年金証書(含手帳)、恩給証書、雇用保険被保険者証、住民基本台帳カードA(写真なし)(平成27年12月31日以前に交付されたもの)、介護保険被保険者証、老人医療受給者証等これらと同等の書類のうちいずれか1点

(3) その他

社員証、学生証及び預金通帳又はこれらと同等の書類のうちいずれか2点又は、1点と質問票

上記本人確認資料の提示または提出があった場合でも、適宜、口頭にて質問させていただく場合があります。